ない。

二、かゝる自主的労働組合法は、簡單直截に、左記の要項を具備することを必要とする。

1、組合の目的並に範圍に制限を附せないこと。
2、組合の自主的活動並に組織に制限を附せないこと。
3、組合の聯合體を認めること。
4、組合が法人となると否とは自由とすること。
5、罷業權團體協約權を完全に認めること。
6、組合加入の自由を保證すること、更に、組合加入の妨害に對しては嚴罰を課すること。
7、組合資金の使用を自由とし屆出を必要としないこと
8、官業、軍屬工場勞働者の組合加入に對して特別の制限をなさないこと。
9、爭議紛議による損害賠償の責を負はないこと。
10、組合の解散、組合の決議の取消をしないこと。
11、其他。

三、沒落期の第三期にある今日の資本家及びその政府は、自己の犧牲を勞働階級に轉嫁しやうとし、その方法の一つとして、勞働組合の破壞に必死の努力を拂つてゐる。過ぐる第五十九議會開會期に於て見られた資本家及びその政府の組合法に對する態度はそのよい例であつた。即ち、全日本の資本家階級は、日本工業クラブ（金融資本及び大産業資本家の集團）を盟主とする全國産業團體聯合會の組織の下に、組合法反對運動を起した。この運動は、單なる組合法反對に止まらず、今日では凡ゆる産業の凡ゆる職場に於ける組合破壞となつて現はれ、益々猛烈に計畫的に遂行せられてゐる。彼等の意圖は、現存する戰鬪的勞働組合を破壞し、大工場、大企業には御用組合を組織して、勞働階級の自覺と鬪爭化を防止しやうとするにある。また、資本家政府の組合法は、資本家の反對に會ふ所一見、如何にも「進歩的」には見はれるが、それが實は欺瞞の手である。政府の魂膽と資本家階級と五十歩百歩で共に勞働組合に對する彈壓と欺瞞のために八百長芝居を仕組んでゐるに過ぎない。彼等の進歩的假面の正體は、官憲の手による頻々たる爭議彈壓及び組合切崩しによつても知られる通りだ。

かゝる資本家及びその政府の反動化の傾向は、沒落第三期の恐慌の深刻化すると共に益々露骨になる一方である。

四、かゝる現段階に於ける我等の組合法獲得鬪爭は、生産資本主義國の勞働階級が嘗つて經驗した如き經濟鬪爭とは異つた特殊の重要な意義をもつものである。それは單なる勞働立法制定要求の鬪爭であつてはならない。資本主義の末期にあたつては、資本家及びその政府は、勞働階級が自覺し鬪爭化して來る傾向を見て豫め妥協するために、進んで社會政策的立法を採用した。勞働組合法の如きも比較的容易に採用せられ、漸次に勞働階級の要求によつて改正せられもした。しかし、それは既に過去のことだ。我等は今、沒落期の資本主義のうちにあつて、しかも、恐慌の底知れない深刻化するうちにあつて、勞働組合の擴大强化のために戰つてゐる。我等の戰鬪的意志と行動が一日緩めば、それだけ我等は後退させられるのだ。かゝるときに於ける勞働組合法獲得鬪爭は、勞働組合にとつては、日常不斷の鬪爭でなければならない。凡ゆる職場に於て、また、街頭に於て、資本家及びその政府の組合壓迫に抗爭する大衆的鬪爭を捲き起し、常に勞働組合の擴大强化を促すと共に、それらの鬪爭を自主的勞働組合法即時制定の鬪爭に進展せしめるやうにせねばならない。

## 實行方法

一、我が組合組織の各職場に於て凡ゆる機會を捉へて勞働組合公認、團體協約權の獲得を期して鬪爭すること。
二、未組織大衆に對しては、日常鬪爭を通じて、本運動の趣旨を宣傳し啓蒙すること。就中、大企業下の勞働者に對して。
三、大阪聯合會、同盟本部、全國勞農大衆黨並に友誼團體と協力して全國的鬪爭を展開すること。その方法は本部理事會に一任。

# 【三】勞働組合戰線統一に關する件

提案　本部理事會
說明　山口常次郎

## 主文

本大會は現下に於ける我國勞働組合戰線統一運動を効果的に遂行するために、左記の具體的方策を決定し、これが實現を期す。

一、全國勞働に加盟する組合を整理統一して、全國的乃至は地方的に鬪爭實力を具備する産業別組合を確立すること。
二、全國的産業別組合の確立に協力する全勞働團體を網合して勞働團體の全國的協議機關を組織すること
三、全國勞働の勞働組合戰線統一の趣旨に基いて日本勞働倶樂部を活用し、それを名實共に全勞働階級の總意を代表し共通問題を處理するに適する廣汎な全國的勞働組合